通所介護相当サービス
重要事項説明書
契約書



社会福祉法人　報徳会

は　な　さ　か

R08.6

重要事項説明書　（通所介護相当サービス）

通所介護相当サービスの提供開始にあたり、厚生省令第３７号第 105 条、第８条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

１．事業所の概要

事業者名称	社会福祉法人　報徳会 はなさか
所在地	神奈川県相模原市南区磯部4363番
事業者指定番号	1472606019　号
管理者・連絡先	宮尾　卓　ＴＥＬ046−259−6300
サービス提供地域	相模原市南区・相模原市中央区 座間市の一部（相武台・緑ヶ丘・明王・入谷・新田宿）とする

運営方針

（１）利用者の心身機能の改善、環境整備等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする

（２）事業の実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場立ってサービスの提供に勤めるものとする

２．利用事業所の設備概要

建物の構造	鉄筋コンクリート造り
延べ床面積	5589.53平方メートル　(内通所介護食堂兼機能訓練室253.59㎡)
利用定員	６０名/日　（通所介護を含む）
設　備	キッチン（冷蔵庫・電子レンジ）　トイレ　４ヶ所 洗面台２台（昇降機能付き１台を含む）浴室（大・小浴槽、リフター設置）　機能訓練機器　大型テレビ 静養室　相談室　事務室

３．利用事業所の職員体制　　令和８年４月１日現在

職　種	人数	勤務の体制
管理者	１人	常勤1名
生活相談員	２人	常勤専従1名、兼務1名
看護職員	２人	常勤兼務1名、非常勤兼務1名
介護職員	16人	常勤11名、非常勤5名
機能訓練指導員	１人	常勤１名

４．営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日　（祝祭日を含む）
営業時間	８時30分　～　17時30分
サービス提供時間	９時30分　～　16時30分

（注）日曜日及び年末年始（12/30～１/３）はお休みとなります

５．指定通所介護相当サービスの内容

指定通所介護相当サービス事業の内容は次の通りとする

⑴利用者における通所介護相当サービス等に関する理解を支援し、通所介護相当サービス等の目標の自己実現への意欲向上を支える

⑵ 通所介護相当サービス事業事業者が作成するサービス計画(運動機能向上、栄養改善、口腔機能の改善等)等に基づき、自ら意思で通所介護相当サービスプログラム等に参加するよう支援する

⑶利用者の日常生活における通所介護相当サービス等の取り組みの継続、定着を支援する

⑷利用者の目標達成度等の評価を行い、関係機関に報告する

６．利用規約

通所介護相当サービス事業の開始に当たっては、あらかじめ利用者及び家族に対して面談のうえ、サービス利用規約書の内容に関する説明を行い、利用者及び家族の同意の下に利用契約を締結するものとする

７．サービス利用料及び利用者負担

（１）　通所介護相当の適用を受けるサービス

〇通所介護相当サービス事業を提供した場合の利用料の額は、相模原市長・座間市長が定める基準によるものとし、当該通所介護相当サービスが法定代理受領サービスである時は、その自己負担の額とする。詳細は別途、料金表に掲載する。

（２） 通所介護相当サービスの適用を受けないサービス

① 通所介護相当サービスの支給限度額を超えるサービスの利用料は利用者の全額自己負担となります。（支給限度額を超えるサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることとなります。）

② その他実費負担の対象になるもの　別紙料金表の通りです。

（３） 支払方法

自動口座引き落とし（ご指定の金融機関の口座から月１回引き落とします）

上記の利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10 割）を支払い、その後市町村に対して保険給付額を請求することになります。

８． 利用の中止等

① 利用者がサービスの利用の中止する際には、すみやかに所定の連絡先まで
ご連絡下さい。
連絡先　　電話　　046－259－6300

② 利用者の都合でサービスを中止する場合には、できるだけサービス利用の前日の１７時までにご連絡下さい。

９．身体拘束の廃止

① 施設は、指定短期入所介護サービスの提供に当たり、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、

・車いすやベッドに胴や四肢を縛る　・上着を縛る
・ミトン型の手袋の使用　・ベッド柵を四本設置する
・腰ベルトやＹ字型抑制帯の使用　・介護着(つなぎ)を着せる
・居室の屋外から鍵をかける　・向精神薬を過度に使用する

等の方法による身体拘束により、利用者の行動を制限する行為を行いません。

② 施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、次の手続きによりおこないます。

（１）身体拘束適正化検討委員会を設置する。

（２）「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

（３）利用者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

10．高齢者虐待防止

① 施設は、お客様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置をおこないます。

（１）人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備

（２）成年後見制度の利用支援をする。
（３）虐待の防止を啓発・普及するための職員に対する研修の実施
（４）虐待防止のための指針を整備する。
（５）虐待防止のための対策を検討する委員会を設置する。

②　職員は、お客様に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等の虐待を行いません。

- 殴る、蹴る等直接お客様の身体に侵害を与える行為。
- 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- 強引に引きずるようにして連れていく行為。
- 食事を与えないこと。(医師からの指示の場合を除く)
- お客様の健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- ホームを退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- 性的な嫌がらせをすること。
- 当該利用者を無視すること。

11．サービスの利用にあたっての留意事項

利用者が通所介護相当サービス事業の提供を受けようとするときは、医師の意見や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービス提供を受けるよう留意する

12．相談窓口、苦情対応

事業所は、提供した事業に関する利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置を行う。また、その苦情の内容を記録し保管する。
サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

ご利用者ご相談窓口	電話番号 ＦＡＸ番号 管理者	046−259−6300 046−259−6301 宮尾　卓
相模原市役所 地域包括ケア推進部 福祉基盤課	所在地 電話番号	相模原市中央区中央2-11-15　市役所本館4階 ０４２−７６９−９２２６
座間市役所 介護保険課 事業者支援係	住所 電話番号	座間市緑ヶ丘１−１−１ ０４６−２５２−８２３８

13. 緊急時の対応方法

利用者の主治医又は事業者の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。 また緊急連絡先に連絡いたします。		
協力医療機関	医療機関の名称	医療法人社団　仁恵会　黒河内病院
	所在地	神奈川県相模原市南区豊町17−36
	電話番号	042−742−0211
	診療科	整形外科・内科・消化器内科・循環器内科・漢方内科 外科・消化器外科・脳神経外科・皮膚科・リハビリテーション科・放射線科

14. 非常災害対策

非常災害時に適切に対応するため、非常災害対策に関する具体的な計画を定めるとともに、定期的に(年２回)に避難、救出その他の訓練を行う

15. 秘密保持

①事業所は、業務上知り得た契約者、利用者ならびにその家族に関する個人情報ならびに秘密事項については、利用者又は第三者の生命、身体に危険がある場合等、正当な理由がある場合、正当な権限を有する行政機関の命令による場合ならびに別に定める文書(情報提供同意書)により同意がある場合に限り第三者に開示するものとし、それ以外の場合は契約中及び契約終了後においても第三者に対して秘匿する

②職員は業務上知り得たお客様又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するものとする

16. 損害賠償保険への加入

当事業所は、以下の損害賠償保険に加入しています。

・加入保険会社名　あいおいニツセイ同和損害保険株式会社
・保険の内容　賠償責任保険

17. 事故発生時の対応及び防止等

①利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、利用者の家族等に対して連絡を行う等必要な措置を講じるものとする。

②事故は発生した場合には、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録する。

③サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

④事故が発生した時又はそれに至る危険性がある事態が生じた時に、その改善策を講じるとともに職員に周知徹底するものとする。

⑤事故発生の防止のための委員会を整備し、事故対応マニュアルを策定するとともの定期的な研修を行うものとする。

18. その他運営についての留意事項

①通所介護相当サービス事業に係る第三者評価事業を３年に１回受審するものとし、この結果を公表するものとする。

②事業所は、従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

（１）採用時研修　採用後２か月以内

（２）継続研修　　年 10 日

19. 当法人及び当事業所の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　報徳会 はなさか
代表者名	理事長　内田　善久
本社所在地 電話	神奈川県相模原市南区磯部 4363 046－259－6300
業務の概要	在宅福祉サービス
事業所数	１箇所

はなさか　通所介護（デイサービス）　料金表



■介護給付（要介護１～要介護５の方）　※大規模型事業所Ⅱ

〇基本サービス利用料金（介護保険の法定料金：**自己負担額は１割～3割の料金**となります）

	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
基本サービス単位	607単位	716単位	830単位	946単位	1059単位
入浴介助加算(Ⅰ)	40単位 ※入浴を行った場合				
個別機能訓練加算Ⅰ（イ）	56単位				
個別機能訓練加算Ⅱ	20単位（1月当たり）				
サービス提供体制加算(Ⅱ)	18単位				
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)ロ12.0%	86単位	99単位	113単位	127単位	140単位
地域加算	10.54%（×ご利用単位数）				
1割負担の料金（1日）	**851円**	**979円**	**1114円**	**1251円**	**1384円**
2割負担の料金（1日）	**1701円**	**1958円**	**2228円**	**2502円**	**2768円**
3割負担の料金（1日）	**2552円**	**2937円**	**3342円**	**3753円**	**4152円**

※上記金額は端数の関係で誤差が生じることがあります。

※上記負担料金は1日当たりの利用料金となり1月当たりでは別途個別機能訓練加算Ⅱ（月当たり1割負担21円、2割負担42円、3割負担63円）が上乗せされます。

※入浴を利用しない場合40単位、送迎を利用しない場合片道47単位減算されます。

※上記金額の他に昼食代など下記の実費が必要となります。

■通所介護相当サービス（要支援１、要支援２、事業対象者の方）

基本サービス利用料金（介護保険の法定料金：**自己負担額は１割～3割の料金**となります）

●回数当たり基本単位数：475単位　地域加算10.54%						
対象者	区分	利用回数（第5週がある月）		1割負担	2割負担	3割負担
事業対象者　要支援１・要支援２	週1回程度	**月5回まで**	日額	**561円**	**1122円**	**1683円**
事業対象者　要支援2	週2回程度	**月10回まで**	日額	**561円**	**1122円**	**1683円**

※各種加算を含めた概算額となります。（入浴なしの場合は20単位減算します）

※【利用回数】第４週までの月では週１回程度：４回まで、週２回程度：８回までとなります。

※上記金額の他に昼食代など下記の実費が必要となります。

■その他実費の対象となるもの

昼食 ＋ おやつ の料金	850円/１食
レクリエーション等に係る材料費	ご希望に応じて提供します。内容により費用が異なります。 ﾊﾟﾝ焼き材料費１回200円、ｸｯｷｰ･ﾏﾌｨﾝ材料費1回 150円 制作活動材料費等　実費
日用雑費	内容によって料金が異なります。 例）ドリップコーヒー 110円/１杯、紙パックジュース 110円/１本 特別食･行事食等の料金についてはその都度ご案内します。
衛生用品費	パット1枚５０円、リハビリパンツ１枚100円、テープ止めタイプ150円

令和8年6月１日より

利用者の個人情報の利用目的の通知および
第三者に対する提供に関する同意書

社会福祉法人報徳会　はなさかは、利用者からご提供いただいた利用者本人および家族に関する個人情報を、下記の目的以外に利用しないことをお知らせいたします。

【利用者の個人情報の利用目的】

・利用者への介護サービス提供に関すること
・介護保険事務
・利用者のために行う管理運営業務（サービス利用上の管理、会計、事故報告、介護・医療サービスの向上）
・事業所のために行なう管理運営業務(介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成、学生などの実習への協力、職員の教育のために行なう事例研究など)

なお、下記の利用目的のためには、利用者および家族の個人情報を第三者に提供することがあります。

【利用者の個人情報を第三者へ提供する場合】

・介護保険事務などの業務の一部を外部事業者へ業務委託を行なう場合
・他の介護事業者との連携(サービス担当者会議など)、連絡調整等が必要な場合
・利用者の受診に当たり、医師に介護記録やケアプランを提供する場合
・家族への心身状態や生活状況の説明
・研修等の実習生の受け入れにおいて必要な場合
・損害賠償保険などの請求に係る保険会社等への相談または届出等